

建築確認申請等の電子申請について



1. 電子申請について

霧島市では、建築確認申請等手続きの利便性向上と行政手続きの効率化を図るため、令和8年1月26日より、建築確認申請等の電子申請受付を開始することになりました。詳細は以下のとおりです。

建築確認等
電子申請の市 HP▼

2. 電子申請の対象について

霧島市所管（※1）の建築物・工作物・昇降機に係る建築基準法（以下「法」という。）に基づく以下の申請について、電子申請が可能です。

- ① 確認申請および計画通知
- ② 計画変更確認申請および計画変更通知

※1：建築物：法第6条第1項第二号のうち木造で階数2以下かつ300m以下かつ高さ16m以下
または第三号に掲げるもの

工作物：令第148条第1項第三号に掲げるもの（高さ3m以下の擁壁、高さ10m以下の広告塔・広告板等）
昇降機：霧島市所管の建築物に設置する昇降機

※2：完了検査申請（建築物）や確認申請に係る届出の電子申請については、霧島市電子申請専用フォーム（鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請））をご利用ください。 ⇒

完了検査申請や
変更届等の市 HP▼

3. 電子申請の方法について

- 電子申請については、一般財団法人建築行政情報センター（以下「ICBA」）の「電子申請受付システム（以下「システム」）」を使用します。システムに利用者登録を行い、申請を行ってください。（システム利用料金は無料）
- 操作方法については、ICBAのHP内の電子申請受付システム操作説明書（申請者向け）をご確認ください。システムの操作に関するお問い合わせについては、ICBAに直接ご連絡ください。

ICBA電子申請受付
システムログイン▼ICBA電子申請受付
窓口案内▼

4. 電子申請前に注意していただきたいこと

- 質疑応答など申請者と霧島市の連絡は、原則、システム上で行います。なお、必要に応じて、電話連絡する場合がございますのでご了承ください。
- 受付完了には、引受審査による申請書や必要書類の確認に加え、手数料を霧島市にお支払いしたことの確認を受ける必要があります。そのため、手数料の納付確認を受けるまでは受付完了になりませんのでご注意ください。
- 電子申請は24時間申請可能ですが、閉庁日（土曜日・日曜日・国民の祝日にに関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）、開庁時間（8時15分から17時00分）外に申請を行う場合、書類の内容に修正や書類の添付漏れ等がある場合、電子申請の受信確認及び手数料の納付確認は翌開庁日になる場合がありますのでご注意下さい。

5. 申請に必要な書類について

番号	提出書類	備考
1	確認申請書、図面等 ※許可証等含む	図面等のファイル名は分かりやすい名称としてください。 (例) 番号はO1～ A-01_設計概要、付近見取図、A-12_建具表、S-03_軸組図 E-04_照明器具リスト、M-05_衛生器具リスト、Z-01_水路占用許可証 ※原則1ファイル1図面とし、ファイル形式はPDF、図面サイズはA3以下としてください。
2	委任状	任意書式
3	建築計画概要書第3面	第3面の付近見取図・配置図のみ
4	建築工事届	
5	浄化槽審査書	県環境保全協会および市環境衛生課の受付済み書類のPDFデータ (仕様書・図面等含む。)

（※）番号2～5は該当する場合のみ添付してください。また、ファイル形式はPDF、図面サイズはA3以下としてください。

6. 手数料の納付について

手数料の納付については以下の①②のいずれかになります。

- ① 霧島市の指定金融機関※1である銀行等の窓口で手数料を支払う方法（納付書をシステムにて送付します。）
- ② ATM又はインターネットバンキングを利用して指定口座に手数料を振込む方法
(振込先情報をシステムにて案内します。なお、別途振込手数料が必要になります。)

※1：指定金融機関・・・あいら農業協同組合、株式会社鹿児島銀行、株式会社南日本銀行、株式会社宮崎太陽銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、株式会社宮崎銀行、九州労働金庫

- 引受審査後、手数料納付についての連絡をシステム上で行います。
手数料納付後、手数料額と振込日が確認できる領収書等を、システムの「連絡・質疑応答」にて送信して下さい

裏面へ⇒

【お問合せ】霧島市役所 建築審査グループ
TEL: 0995-45-5111 (内線 2842・2843)
FAX: 0995-46-0566
Email: shido@city-kirishima.jp